

川辺町工場立地法に基づく準則を定める条例（案）の制定について

～工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和の方針について～

1. 条例制定の目的

この条例は、工場立地法^{※1}で定める工場敷地内の緑地面積率等を緩和することで、既存工場の増改築や設備更新、工場の町外転出を防止するとともに、新規工場立地を促進することで、本町の産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的としています。

※1 工場立地法（昭和34年法律第24号）

工場立地が周辺環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするための法律です。

2. 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにすることで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

(1) 規制対象

特定工場（以下の条件を全て満たす工場）

- ・ 製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業
- ・ 敷地面積9,000㎡以上又は建物の建築面積3,000㎡以上

(2) 緑地等規制と地域準則

工場立地法では、国の規定によって、都市計画法に定める区域区分ごとに次の範囲で緑地^{※3}面積や環境施設^{※4}面積等の下限を定められるようになっています。

	区域区分	緑地面積率	環境施設面積率 ^{※5}	重複緑地算入率 ^{※6}
法基準	全区域一律	20%以上	25%以上	25%以内
町準則で定めることが可能な範囲	第1種区域 住居・商業系地域	20～30%	25～35%	50%以内
	第2種区域 準工業地域	10～25%	15～30%	
	第3種区域 工業地域	5～20%	10～25%	
	第4種区域 用途指定外地域	5～25%	10～30%	

- ※3 緑地 建物の屋上や屋外に設置された樹木や芝生で、管理されているもの。
- ※4 環境施設 池、グラウンド、噴水等の事業所周辺の地域の生活環境保持に寄与するような施設。
- ※5 環境施設面積率 環境施設面積率は緑地を含んで算定します。
- ※6 重複緑地算入率
屋上緑化施設や駐車場の緑地ブロック等、他の施設に重複して設置される緑地を緑地面積として算入できる割合。
(計算例) 敷地面積10,000㎡、緑地面積率20%の場合
(1) 重複緑地算入率25%… $10,000 \times 20\% \times 25\% = 500\text{㎡}$ まで算入可能。
(2) 重複緑地算入率 50%… $10,000 \times 20\% \times 50\% = 1,000\text{㎡}$ まで算入可能。

3. 条例制定の背景

平成29年4月1日施行の工場立地法の一部改正により、工場立地法に定める緑地面積に関する準則の策定を行う権限が、都道府県から町村に委譲されました。

現在の工場立地法が施行された昭和49年当時は、高度経済成長の代償として公害問題が深刻化していた時代であり、企業立地に当たっては環境に配慮した対応が強く求められていました。しかし、その後の技術革新によって環境負荷を低減した機械や装置の開発が進み、環境保護に対する企業倫理や社会的責任の考え方が浸透した現在においては、緑地面積率を緩和することが、ただちに公害対策の軽視や環境悪化につながることは考えにくくなっています。

また、近年、製造業は海外競争の激化など国際的な競争の最中にあり、生産性を高めるために海外生産への転換や地方工場の集約化に踏み切る企業も出てきています。地方の工場が地域で生産活動を継続するためには、工場敷地の生産性を向上させることが喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、工場の町外転出を防ぎ、新たな工場誘致を促進するため、本町独自の緑地面積率等の基準を定めた準則条例を制定することとしました。

4. 他自治体の状況

経済産業省による調査（平成28年度分）によれば、緑地制限の緩和条例を制定している市町村の割合は全国で32%（549市町村）、県内では33%（14市町（岐阜市、関市、美濃市、下呂市、各務原市、可児市、海津市、瑞浪市、郡上市、垂井町、神戸町、揖斐川町、坂祝町、笠松町））ですが、平成30年中に、近隣では美濃加茂市と富加町が新たに条例を制定しています。

5. 緩和の内容

(1) 規制緩和にあたっての考え方

川辺町では、「工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように導く」という法の趣旨を踏まえつつ、その後の改正趣旨と企業ニーズ等を考慮し、町内企業が活動を継続でき、産業振興と環境保全の両立が図られるよう緩和を行います。

(2) 条例で定める緑地面積率等の緩和(案)

区分	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
現行 (工場立地法準則)	20%以上	25%以上	25%以内
国で示す基準 (緩和できる範囲)	5%~25%	10%~30%	25%~50%
町準則案 (川辺町全域)	5%以上	10%以上	50%以内

(3) 緩和(案)のポイント

- ①川辺町は、美濃加茂都市計画区域にて指定される工業地域(第3種区域)とその他大部分が用途指定外地域(第4種区域)となっています。いずれも国で示す基準(緩和できる範囲)が同一であることから、町全域で統一的な規制緩和とします。
- ②企業の投資促進及び立地促進を図るため、県内自治体同様、国で示す基準のうち最大限の緩和をします。

6. 最後に

町としては、この条例の制定により産業振興、企業誘致効果が見込まれることから、今後川辺町が発展していくために必要なものだと考えています。

しかし、同時に影響は小さいと予測されるとはいえ、周辺環境の維持に対する配慮も必要であることから、規制緩和にあたっては、規制対象企業に対し環境施設を境界付近に設置するなど、環境施設の管理において質的な向上を図るとともに、周辺地域との調和を図るよう、適切な指導をしていきます。